

# 一般事業主行動計画

職員の職場における仕事の仕方を見直し、今後もっと子育てに関われることを支援すること及び女性職員が職場において更に活躍できるよう次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年11月1日 ～ 平成33年3月31日

2. 内容

【目標1】 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

〈対策〉

- 平成27年11月～ 制度の内容等について会議により職員に周知
- 平成27年12月～ 管理職（施設長・課長職）を対象とした研修の実施
- 平成30年11月～ 男性職員も育児休業取得が可能であることを周知するため対象職員を把握した場合は制度の周知を図る。

【目標2】 有給休暇の取得促進とリフレッシュ休暇の創設

〈対策〉

- 平成27年11月～ 各事業所における有給休暇の取得状況の把握
- 平成27年12月～ 有給休暇の計画的取得に向けての管理職の研修を行う
- 平成28年 1月～ 各事業所における有給休暇の取得計画を策定する  
リフレッシュ休暇の創設に向けて検討をする
- 平成30年4月1日～リフレッシュ休暇制度導入

【目標3】 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための環境整備。

〈対策〉

- 平成30年11月～ 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度導入に向けた人事管理制度の準備。
- 平成31年 4月～ 職務・勤務地等の限定制度導入。

【目標 4】 所定外労働の削減

〈対策〉

- 平成30年11月～各事業所の所定外労働時間の把握
- 平成31年 4月～所定外労働を削減するための管理者向けの研修実施
- 平成32年 4月～「ノー残業デー」・「ノー残業ウイーク」の導入

【目標 5】 管理職に占める女性労働者の割合を20%以上にする

〈対策〉

- 平成28年4月～ 管理職登用において、女性割合を増やす方針や目標を設定する。
- 平成28年5月～ 管理職手前の女性職員を対象にしたキャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修の実施。
- 平成31年4月～ 人事考課制度及び人事管理制度の全面見直しによる女性管理職登用の実現。